

## 特定接種（医療分野）の登録要領

### 1 本要領の位置付け

本要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の医療の提供の業務を行う事業者の登録に関する規程（平成25年厚生労働省告示第370号。以下「登録手続告示」という。）に基づき医療の提供の業務を行う事業者の登録が円滑に行われるよう、登録に係る留意事項等について定めるものである。

### 2 登録事業者及び登録対象者

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第28条の規定に基づく特定接種（医療分野）の登録対象となり得る事業者は、以下の2つの要件を満たしている必要がある。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号。以下「登録基準告示」という。）において定められた基準のうち、別添1の表の「事業の種類の細目」で記載された事業（以下「医療提供事業」という。）に係る事業者であること。
- ② 業務継続計画※（診療継続計画）を作成していること。  
※新型インフルエンザ等対策政府行動計画及びガイドラインでは「事業継続計画」と表記していたが、登録手続告示に合わせ、「業務継続計画」と表記する。

登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法第4条第3項に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても医療の提供に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。また、新型インフルエンザ等の発生時に、法第18条第1項に規定する基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位等を決定することとしており、特定接種の実施を請求する確定的な権利は発生しないことに留意すること。

登録対象となり得る事業者は、登録基準告示において定められた基準のうち、別添1の表の対象業務（以下「登録対象業務」という。）に従事する者を登録対象者としてその数を登録するものとする。

なお、国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても、特定接種の実施に際し、必要なワクチンの数の把握及び円滑なワクチンの供給を行うに当たり、実施主体である国又は地方公共団体が上記登録事業者と同一の登録事項を把握する必要があるため、医療提供事業に係るこれらの職員についても上記登録事業者と同様に、特定接種登録申請書（別添2。以

下「登録申請書」という。)を用いて、都道府県を通じて、厚生労働省に報告するものとする。(法第28条第1号に基づく登録とは異なる性格のものである。)ただし、防衛省の開設する医療機関については、都道府県を経由せず、防衛省が直接周知及び取りまとめを行い、厚生労働省に報告するものとする。

### 3 登録及び報告の周知

厚生労働省は、都道府県等(都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。)の協力を得ながら、特定接種の登録対象となり得る事業者に対し、登録申請方法等について情報提供を行う。また、特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員並びに公務員としての身分が付与されている特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員についても同様とする。

### 4 登録及び報告方法

本要領に基づき、厚生労働省に登録又は報告する場合においては、登録申請書(Excelシート)を都道府県から配布する(ホームページからダウンロード等を行うものとする)。登録対象となり得る事業者は必要事項を記載して、当該事業所が所在する都道府県にE-mailで提出する。提出を受けた都道府県は登録申請内容を確認の上で、取りまとめて、厚生労働省に提出する。また、やむを得ない理由により、登録申請書のダウンロード等やE-mailによる提出ができない事業者に対しては、都道府県が紙での配布・受付を行う。この場合、都道府県は、紙で受け付けたものを登録申請書(Excelシート)に転記・確認の上で、取りまとめて、E-mailで厚生労働省に提出する。

新型インフルエンザ等医療提供を行う歯科診療所については、各都市区歯科医師会の推薦を得て、都道府県へ登録申請書を提出する。

登録申請書の配布から確認までは、原則として各保健所が行うものとする。また、都道府県は保健所を設置する市及び特別区に対しては協力を求めるものとする。

厚生労働省は、必要に応じて都道府県等の協力も得ながら、当該事業者の登録申請内容について、申請事業者である各医療機関等を担当している厚生労働省各局各課において確認を行った上で、厚生労働省に備える登録事業者管理台帳(以下「管理台帳」という。)に登録を行う。なお、登録申請内容に疑義がある場合には、都道府県等を経由し、必要に応じて当該申請事業者に対して登録対象業務の従事者数に係る算出の根拠等について照会を行うこととする。

### 5 登録申請書の記載事項

登録申請書の記載事項は、下記のとおりとする。

(申請者情報)

事業者名  
代表者の氏名  
郵便番号  
所在地  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス

(事業所情報)

設立区分  
施設区分  
歯科診療所が所属する都市区歯科医師会名（歯科診療所のみ記載）  
事業所名  
郵便番号  
所在地  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス  
事業の種類  
業務継続計画（診療継続計画）を作成していること  
登録対象業務の従業者数  
うち申請事業者の従業者数  
うち外部事業者の従業者数

(接種実施医療機関情報)

医療機関名  
郵便番号  
所在地  
電話番号  
FAX 番号  
E-mail アドレス

登録事項の記載に関する詳細は、別途定めることとするが、登録事項に関する基本的な

考え方は以下のとおりである。

#### (業務継続計画)

登録を受けようとする事業者は、業務継続計画（診療継続計画）を作成し、主たる事務所又は事業所に備え付けなければならない。なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）では、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請しているため、国、地方公共団体、特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人が開設する医療機関（以下「公設医療機関」という。）においても業務継続計画（診療継続計画）を作成していることを報告するものとする。

業務継続計画に記載すべき事項は以下のとおりである。

- ・新型インフルエンザ等発生時の診療継続方針
- ・新型インフルエンザ等発生時的重要業務、縮小業務及び休止業務の分類並びに重要業務の継続方針
- ・新型インフルエンザ等発生時的重要業務継続のための具体的方策
- ・その他必要な事項（特定接種の実施に必要な事項等）

#### (接種実施医療機関)

病院及び診療所が、自施設で特定接種を実施する場合は、本事項は記載する必要はない。一方、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等は、地域医師会、病院団体や地方公共団体の協力を得て、接種実施医療機関と特定接種の実施に関して連携体制を構築するとともに当該医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要である。なお、「特定接種の接種体制に関する覚書」の様式（別添3）を示すので、適宜活用されたい。

#### (常勤換算)

登録すべき従業者数については、常勤換算したものとする。

#### (外部事業者の考え方)

登録事業者の登録対象業務を受託している外部事業者の職員（登録事業者に常駐して当該業務を行う等不可分一体となっている場合に限る。）は、登録事業者が登録する従業者数に含むものとする。なお、外部事業者の職員には、委託や請負のほか、登録事業者の登録対象業務を担う派遣労働者も含むものとする。

なお、公設医療機関の職員は公務員の身分を有しているが、これらの職員についても、特定接種の実施に必要な事項等を報告する必要がある。一方、当該医療機関で登録対象業務を行う外部事業者（指定管理者制度を利用して管理又は運営を包括的に代行させている場合も含む。）の従業者は公務員の身分を有していないため、公設医療機関の開設者は法に

基づく登録を行う必要がある。この場合、公務員の身分を有する職員と接種の実施主体が異なることもあるため、これらの外部事業者の従業者とは、区別して対象者数を報告・登録することとする。

## 6 登録完了の連絡及び公表

厚生労働省は、事業者が登録事業者として厚生労働省に備える管理台帳に登録された場合には、厚生労働省のホームページにおいて、当該事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号を公表する。(公表をもって連絡したものとする。)また、報告のあった公設医療機関についても、登録事業者と同様に公表するものとする。

なお、今回登録された事業者は、平成 26 年度中に Web システムが稼働した際には、厚生労働省がデータを移行するため、再度登録する必要はない。ただし、7 に記載のとおり、有効期限満了の後も登録を希望する場合は、登録更新の申請が必要である。

また、厚生労働省は、新型インフルエンザ等の発生後、特定接種を実施した場合には、実施した事業者名等を公表するものとする。

## 7 登録の有効期間及び更新

登録の有効期間は 5 年とする。

有効期間満了の後も引き続き医療提供事業を行う事業者は、登録の更新を受けることができる。登録の更新を受けようとする事業者は、登録の有効期間満了日の 90 日前から 30 日前までの間に登録更新の申請を行うこと。平成 26 年度中に稼働予定の Web システムにより、登録事業者に対して、登録の有効期間満了日の 90 日前に、登録の更新案内を E-mail で通知する予定である。

## 8 登録の変更及び廃業の届出

登録事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合を除く。）及び廃業等があつた場合の届出は、Web システムが稼働した以降（平成 26 年度中予定）に受け付ける予定である。このため、登録事項は平成 26 年度中まで基本的に変更のないものを登録すること。

## 9 広報・相談

厚生労働省は、都道府県等の協力を得ながら、登録事業者の対象者に的確な情報が伝達されるよう周知を行う。

## 10 その他

本要領は、必要に応じて適宜見直すものとする。